

米穀の需給と価格の安定に関する意見書

平成16年度から始まった米政策改革は、19年度から改革の第2段階として、農業者・農業団体が主役と言われる新たな需給調整システムへ移行しました。

しかし、消費の減少傾向と過剰作付けなどにより米価は下落を続け、19年産米にいたっては大幅な減額を余儀なくされ、稲作経営は極めて困難な状況に追い込まれています。

昨年10月、政府が緊急対策を講じた結果、ようやく米価下落傾向に歯止めがかかりましたが、このような一時的な対策だけでは、生産者が安心して米を生産することが出来ず、国民への米の安定供給にも支障を来しかねません。

また、米の消費が減少している理由の一つとして、食生活が欧米型に変化したことが上げられますが、このことは米価の下落問題のみならず、栄養バランスの偏りによる生活習慣病の増加や、国外への食糧依存率の増加などの問題も引き起こしています。

よって、政府におかれては、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 20年度以降の生産調整については、実施者へのメリット対策を充実するとともに、未実施者への一定のペナルティー対策も活用して、その実効性を確保すること。さらに行政も農業者・農業者団体と一体となり、生産現場での推進活動を行うこと。
- 2 現在の100万トンの政府米備蓄は、異常気象による不作年が2年続くなどの不測の事態に備え得る国の適正備蓄水準であるか、検証を行い、公表すること。
- 3 日本農業の必要性を理解してもらうため、食料安全保障の重要性や農業が持つ多面的機能などの啓発活動を行うための予算措置を講ずること。
- 4 食育・食農教育を推進し、食生活改善と国内農産物の消費拡大の国民運動を効果的に進めるための予算措置を具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月27日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

内閣総理大臣、農林水産大臣